

平成 30 年度 大学教育再生戦略推進費
Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業
未来価値創造人材育成プログラム
(b)科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業
公募要領

平成 30 年 3 月

文部科学省

目 次

1. 背景・目的	1	(1) 実施体制	8
2. 本事業について	2	(2) 事業の評価等	8
(1) 申請対象となる事業	2	(3) 成果の発信・普及	9
(2) 選定件数	3	7. 申請書等の提出	9
(3) 補助期間	3	(1) 提出方法	9
(4) 事業規模	3	(2) 留意事項	9
3. 申請資格・要件等	4	8. 補助金の交付等	10
(1) 申請者等	4	(1) 補助金の交付	10
(2) 申請可能件数	4	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	10
(3) 申請資格	5	(3) 補助金における不正等への対応 ..	11
(4) 申請要件	5	9. その他	11
4. 申請書の作成	6	(1) 学生等の安全確保	11
(1) 申請書等	6	(2) 事業情報の公表等	11
(2) 指標の設定	7	10. 問合せ先等	12
(3) 資金計画	7	(1) 問合せ先	12
(4) その他	7	(2) スケジュール	12
5. 選定方法等	7	(別添1：プログラム一覧)	13
(1) 審査手順	7	(別添2：申請制限対象プログラム) ..	14
(2) 委員会による意見	8	(別添3：経費の用途可能範囲)	15
6. 事業の実施と評価等	8		

平成 30 年度 大学教育再生戦略推進費¹
Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業
未来価値創造人材育成プログラム
(b)科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業
公募要領

1. 背景・目的

(1) Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業とは

第 4 次産業革命の進展による産業構造の変化に伴い、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から「ヒト（人材）」「データ」である経済システムに移行しています。また、あらゆる産業で IT との組み合わせが進行する中で、我が国の国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現させるためには、IT を駆使しながら創造性や付加価値を発揮し、我が国の成長を支える産業基盤の強化とともに、新たな産業を創出する人材の育成が急務となっています。

そのため、産学連携による実践的な教育ネットワークを形成し、Society5.0 の実現に向けて人材不足が深刻化しているサイバーセキュリティ人材やデータサイエンティスト、科学技術を社会実装できる人材といった、大学等における産業界のニーズに応じた人材を育成する取組を支援することを目的とするものです。

(2) 未来価値創造人材育成プログラム (b) 科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業（以下「本事業」という。）とは

特に情報技術の進展により、産業構造や社会が急速に変化する中で、科学技術を社会実装につなげ、新たな価値の創造と社会変革をもたらす Society5.0 の実現やその先の時代の要請に対応した高度専門人材を育成することは喫緊の課題となっています。

一方で、大学のリソースも限られていることから、新たな分野や融合分野といった多様化する社会ニーズへ対応していくためには、大学教育への産業界の参画は不可欠となります。そのため、産学の連携関係を密にし、実践力強化に向けた専門教育に革新するとともに、不断に見直し可能な教育体制（エコシステム）を整備することが必要です。

このことを踏まえ、産学共同で科学技術の社会実装に資する教育のエコシステム拠点を形成するとともに、工学分野における主専攻・副専攻（メジャー・マイ

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を超えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金の総称。

ナー)、ダブルメジャーといった高い専門性と俯瞰的知識を身に付けたより実践的でハイブリッドな人材の育成に必要な学部・大学院連結教育プログラムの先導的開発に向けたフィージビリティスタディ（FS）を実施する大学を支援することとします。

2. 本事業について

(1) 申請対象となる事業

本事業における公募は、以下のフィージビリティスタディ（FS）を実施する事業を対象とします。

①【産業界との連携体制の構築に向けた計画】

- 本事業は、産学共同による教育のエコシステムを形成して、工学分野における実践教育を推進・普及していくための計画を具体化することを目的としているので、特に、構築するネットワークが効果的に機能するように、産業界等との連携体制や運営体制・マネジメント体制の明確化に向けた計画を具体化すること。

②【教育内容の構築に向けた計画】

- 学士課程・修士課程の6年一貫、学士課程・博士課程の9年一貫によるメジャー・マイナーもしくはダブルメジャーを取り入れた学部と大学院の連結教育プログラムの先導的開発に向けた、現状把握・今後の展望、ターゲット、社会の受容レベルなどを明確化するとともに、検証・検討結果を踏まえ、社会実装教育の実現に不可欠なモデルを作成すること。
- 学部と大学院の連結教育プログラムにおいては、情報分野の教育を充実させるとともに、工学に関する専攻分野のうち2以上の分野を組み合わせるか、工学と工学以外の分野を組み合わせる構成すること。

(工学以外分野例：工学×医学，工学×経営学，工学×社会学，工学×心理学，工学×バイオ 等)

- 「大学における工学系教育の在り方について（中間まとめ）」等の有識者会議で取りまとめられた内容を踏まえ、選定大学における専門基礎教育の実施方針を明確にするとともに、他の選定大学と協働し専門基礎カリキュラム作成を実施すること。
- 本事業で作成した専門基礎カリキュラムを選定大学において教育プログラムに組み込むとともに、教育プログラムを履修する学生の達成度評価を導入すること。

③【教員の教育業績評価制度の確立】

- 例えば、基礎教育充実のための教育専任教員や情報分野における特殊な技能

に秀でていと認められるものの、論文実績や博士の学位を有さない実務家教員の採用促進に向けて、教員の教育業績評価制度を構築すること。

- 教育専任教員や実務家教員の採用に向けた計画を構築すること。
- 実務家教員の教育の質保証及び教育力向上に資する取組（ファカルティ・ディベロップメント）等の実施に向けた計画を構築すること。

④【運営拠点大学】

- フィージビリティスタディにおける実行シミュレーションを厳密に実施し、より実現可能性の高い計画を策定するために、運営拠点大学が各拠点大学の取組状況を集約し、拠点大学にフィードバックすることで効率化するとともに、フィージビリティスタディの高精度化を図ること。

⑤【補助期間終了後の事業実施】

- 支援期間終了後に本事業成果を踏まえ、メジャー・マイナーもしくはダブルメジャー教育等を導入した学部と大学院の連結教育プログラム（学士課程・修士課程の6年一貫、学士課程・博士課程の9年一貫）の先導的開発が継続的に行われる計画となっていること。

(2) 選定件数

申請の状況等により予算の範囲内で調整を行います。

(3) 補助期間

最大1年間。

- 補助期間中、申請書に基づき計画が着実に実行されているか等の観点について状況調査を行うことがあります。
- 選定された大学は、補助期間終了後、自立的に取組を継続できる計画を策定してください。

(4) 事業規模

①拠点大学

補助金基準額 : 30,000 千円（初年度・年間）

補助事業上限額 : 60,000 千円（初年度・年間）

※採択された事業には間接経費が措置されます。間接経費は、事業の実施に伴う大学等の管理等に必要な経費（直接経費の15%に相当する額）であり、大学等が使用するものです。間接経費も含め、補助事業上限額となるよう留意ください。

②運営拠点大学

補助金基準額 : 10,000 千円 (初年度・年間)

補助事業上限額 : 20,000 千円 (初年度・年間)

- ① 事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 事業の規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学²を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。なお、複数機関が参加して実施する取組の場合は、主となる1つの機関が代表して申請することとします。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位(学部、学科、研究科、専攻、専攻課程で申請することはできません。)

④ 事業責任者

事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は1件とします。

² 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校(学校法人が設置する学校に限る。)

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本事業に申請できません。代表校のみならず、連携して事業を実施する大学も対象となります。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学（※修士課程・博士前期課程に係る基準については、平成 30 年度の公募では適用しない。）

区分	学士課程 (全学部)	修士課程・ 博士前期課程
収容定員 充足率	70%	50%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち、平成 29 年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添 2 のとおり。）
- vi) 再推費におけるプログラムのうち、平成 29 年度に実施した中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添 2 のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 1 条第 3 号の要件を満たしていない大学又は第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学

(4) 申請要件

本事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（i～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。）において申請時に達成していることが申請の要件となります。

なお、本事業に選定され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教

育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

(教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容とし科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP 制³の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。
- iv) 学士課程教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に学士課程教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
- v) 成績評価において、GPA 制度⁴などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

『平成 30 年度大学教育再生戦略推進費「科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業」申請書等の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容

³ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

⁴ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。

[開発を目指す学部・大学院連結プログラム履修者数]

その他、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、事業の規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはなく、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 選定された事業が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、本事業による取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

本事業の選定のための審査は、「科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の

形成事業推進委員会」(以下「委員会」という。)において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった事業を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業を決定します。具体的な審査方法等については、『平成30年度大学教育再生戦略推進費「Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業未来価値創造人材育成プログラム(b)科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業」審査要項』を参照してください。

なお、本事業の審査に係る面接審査は6月頃に行う予定です。面接対象となった大学には、委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は7月頃に行う予定です。

(2) 委員会による意見

事業の選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

(1) 実施体制

- ① 事業は、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制の下で、学長は事業全体に責任を持つとともに、成果の活用に努めるものとします。
- ② 事業の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため、外部の意見を聞くとともに、進捗状況を把握するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 事業の評価等

- ① 事業については、委員会によるフォローアップ活動と事後評価を実施する予定です。
- ② フォローアップ活動においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、事後評価の対象となります。
- ③ 事後評価は補助期間終了後の平成31年度に実施する予定です。

- ④ 事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表していただきます。事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『平成 30 年度大学教育再生戦略推進費「Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業未来価値創造人材育成プログラム（b）科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業」申請書等の作成に当たって』に定められた申請書等を、平成 30 年 5 月 16 日（水）～18 日（金）の期間内必着で郵送してください。持ち込みによる申請は受け付けられません。

封筒に「科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業申請書等在中」と朱書きの上、配達が可能である方法（小包、簡易書留、宅配便等）により余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課科学・技術教育係「科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業担当」

電話番号：03-5253-4111（内線 2485）

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定された事業については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。

- ⑤ 事業の計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定された事業において、本事業の補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、研究拠点形成費等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等，国の定めるところにより，必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合，「研究拠点形成費等補助金（Society5.0に対応した高度技術人材育成事業）交付要綱」（平成28年5月17日文部科学大臣決定）【改正予定】及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき，以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について，文部科学省は，大学に対し，事案に応じて，交付決定の取消し等を行い，補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について，文部科学省は，不正等を行った教員等に対し，事案に応じて，補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合，当該不正事案の概要（大学名，不正等の内容，講じられた措置の内容等）について，原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合，新たに公募する再推費のプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

本事業選定後，事業の一環として学生等が学外で活動する場合は，安全確保に十分配慮してください。特に，学生が海外に渡航・滞在する場合は，昨今の海外情勢を踏まえ，本事業申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) 事業情報の公表等

募集締切り後，申請大学名等を公表する予定です。また，選定された大学については，事業の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において，事例集やパンフレットの作成，フォーラムの開催等に際し，選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際，作

成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における工学系教育改革を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の質的充実の推進など積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課科学・技術教育係「科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業担当」

電話番号：03-5253-4111（内線 2485）

(2) スケジュール

公募説明会	平成 30 年 4 月 17 日（火） （文部科学省第 2 講堂（旧文部省庁舎 6 階））
公募締切	平成 30 年 5 月 16 日（水）～5 月 18 日（金）
面接審査	平成 30 年 6 月頃
選定結果通知	平成 30 年 7 月頃
交付内定 （事業開始）	平成 30 年 8 月頃（予定）

(別添1：プログラム一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
—大学教育再生戦略推進費—

平成30年度予算額(案) 263億円

■ 世界をリードする教育拠点の形成	
○ 卓越大学院プログラム	56億円
○ 博士課程教育リーディングプログラム	71億円
○ Society5.0に対応した高度技術人材育成事業	12億円
－ 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)	(8億円)
－ 未来価値創造人材育成プログラム	
(a) 超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業	(3億円)
(b) 科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成	(1億円)
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ スーパーグローバル大学創成支援事業	40億円
○ 大学の世界展開力強化事業	15億円
－ COIL型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援	(3億円)
－ ロシア、インド等との大学間交流形成支援	(5億円)
－ アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化	(5億円)
－ 中南米等との大学間交流形成支援	(2億円)
■ 高大接続改革の推進	
○ 「大学入学共通テスト」準備事業	13億円
○ 大学教育再生加速プログラム(AP)「高大接続改革推進事業」	12億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラムの開発推進	
○ 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)	21億円
■ 高度医療人材の養成と大学病院の機能強化	
○ 先進的医療イノベーション人材養成事業	11億円
－ 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)養成プラン	(11億円)
○ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	9億円
－ 課題解決型高度医療人材養成プログラム	(8億円)
－ 基礎研究医養成活性化プログラム	(1億円)

※補助金事業のみ記載しており、また、億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(別添 2 : 申請制限対象プログラム)

- 平成 29 年度に実施した事後評価の結果により，平成 30 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 23 年度	博士課程教育リーディングプログラム
平成 24 年度	大学の世界展開力強化事業 (ASEAN 諸国等との大学間交流形成支援)
平成 24 年度	大学間連携共同教育推進事業
平成 24 年度	がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン
平成 24 年度	経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援

- 平成 29 年度に実施した中間評価の結果により，平成 30 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 26 年度	スーパーグローバル大学創成支援
平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度	大学教育再生加速プログラム (AP) 「高大接続改革推進事業」
平成 27 年度	大学の世界展開力強化事業 (中南米等との大学間交流形成支援)
平成 27 年度	地 (知) の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)

(別添3：経費の使途可能範囲)

本事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するとともに、間接経費を使用することが適切な経費については、申請できる経費の対象とならないため、申請にあたっては留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等に当たって適切に管理してください。

なお、直接経費の15%の額の間接経費を拠点大学に措置予定です。運営拠点への措置はありません。

【物品費】

①「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できません。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

本補助事業を遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できません。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

本補助事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する教育カリキュラム・教

育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

本補助事業を遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

本補助事業を遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

本補助事業を遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限り、委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

本補助事業を遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」（間接経費により支出されるものを除く）

本補助事業を遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運

搬等の通信，運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」（間接経費により支出されるものを除く）

本補助事業を遂行するために直接必要な電気，ガス，水道等の経費に使用できます。なお，本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に，本補助事業を遂行するために直接必要な経費として，例えば，物品等の借損及び使用にかかる経費，施設・設備使用料，広報費，振込手数料，データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等），委託費等に使用できます。

また，他の大学の機関，教員等と協力する事業について，委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお，本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会，懇親会等経費，本事業の遂行中に発生した事故，災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費，委託費については，事業の根幹をなす業務については使用できません。委託費について，本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合，当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお，委託費は，原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。